

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第53期 第11回

開催年月日 令和4年8月15日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	高知県最低賃金の改正決定について
公益代表	5名	2	その他
労働者代表	4名		
使用者代表	4名		

次回本審開催予定日 令和4年8月31日

[開会] 午前10時58分

会長 それでは、時刻になりましたので、第53期第11回高知地方最低賃金審議会を開催します。

まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日は公益委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名、合計13名の委員に出席していただき、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、議事(1)高知県最低賃金の改正決定についてです。高知県最低賃金の改正決定につきましては、専門部会でご審議をいただいておりますが、その結論が得られたようですので報告を受けたいと思います。

専門部会長の西森委員から報告をいただきます。

部会長から会長に報告書を手交

西森委員 それでは、最低賃金の改正決定に関する報告書を提出いたします。事務局から報告書を読み上げてください。

事務局「報告書」朗読

西森委員 それでは、ただ今読み上げていただきました報告書に加えまして、部会長

西森から補足の説明をさせていただきます。

高知県最低賃金専門部会の結論に至る経過について、「令和4年度高知県最低賃金専門部会における公益委員見解」をご覧ください。

「公益委員見解」朗読

会 長 ただ今、西森部会長からの報告いただきました。

6月28日に開催しました第9回の本審議会において、「専門部会において全会一致した場合は、審議会令第6条5項を適用することとし、全会一致でない場合には、本審において改めて議決する。」ということを確認いただいております。

ただ今の報告内容は、全会一致に至っておりませんので、本審議会において、改めて審議を行いたいと思います。

そして、審議の方法ですが、10月9日の発効日を確保するため、本日、この場で結論を出すということによろしいでしょうか。

異議なし

会 長 それでは、異議がございませんので、まずは専門部会報告について、ご意見をいただきたいと思います。労使各側はただ今の専門部会の報告書の内容、審議結果について、意見調整されているでしょうか。

労使委員 はい。

会 長 それであれば、ただ今から専門部会の報告書の内容について、双方ご意見をお伺いしたいと思います。

まず、労働者側からお願いします。

市川委員 労働者側は、最低賃金は少なくともセーフティネットを満たす水準、いわゆる誰もが1000円以上になければならないと考えています。ただ今年の審議について、専門部会において審議を重ね、先ほどの公益委員見解の内容に到達したものと思っています。したがって、目安プラス3円の853円、これを前向きに考えたいと思っています。以上です。

会 長 次に、使用者側からお願いします。

野村委員 専門部会におきまして、昨年に引続き、本年も大幅な最低賃金の引上げに

なり、高知県の中小企業の現状を考えると非常に厳しい結果であるにとらえております。また、昨年と同様に指標やデータに基づいた十分な審議ができず、政府方針に則ったものに決まってしまう残念な結果だと思っております。ただし、最終決定したことは、やむを得ないと受け止めていますが、政府や労働局に対し中小企業への支援策等について要望事項を設けており、これが速やかに実行されることを願っております。以上です。

会 長 それでは、私自身は本審の議長職として、採決には入らないこととします。専門部会報告のとおり高知県最低賃金について33円引上げ、853円とすることについて、採決を行います。

賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成 公益委員4名、労働者側委員4名、使用者側委員0名。

会 長 反対の方は、挙手をお願いします。

反対 使用者側委員4名。

会 長 採決の結果、賛成多数ではありますが、全会一致とはなりませんでした。

従いまして、審議会令第5条第3項の規定である「会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」のとおり、賛成多数で可決されました。

次に、要望事項についてですが、専門部会で議論いただき、政府及び労働局への要望事項を専門部会報告に記載しています。この要望事項についても答申に入れたいと思っておりますがいかがでしょうか。

異議なし

会 長 それでは、異議がないということですので、事務局においては、要望事項を入れた答申案を作成してください。

賃金室長 ただ今作成しますので、少々お待ちください。

(11:26~11:29 作成のため中断)

事務局 答申案を配付

賃金室長 それでは、朗読させていただきます。

事務局 答申案を朗読

会 長 この答申案について、何かご意見はございますか。

意見なし

会 長 特にないようです。それでは、ただ今事務局が読み上げた答申案を答申文とします。

会長から局長に答申文を手交

局 長 ただ今、近藤会長から令和4年度高知県最低賃金の改正決定につきまして、答申をいただきました。

6月28日に諮問させていただいて以来、委員の皆様には慎重かつ熱心にご審議いただき、誠にありがとうございます。

また、本日の答申に至るまで三者構成による審議の運営に真摯に向き合わせ、ご判断いただきましたことを心より感謝申し上げます。

高知労働局といたしましては、今後答申を踏まえて手続きを進めてまいりたいと考えております。

また、答申に当たりまして中小企業等に対する各種支援策についてご要望いただいたところでございます。当局といたしましては今後一層の各支援策の利用及び促進に取り組んでまいりたいと思っております。

皆様には、引続き高知地方最低賃金審議会の運営につきましてご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

会 長 今後の手続きについて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 本日、答申をいただきましたので、最低賃金法第12条の規定に基づき、本日、異議申出の公示を行います。

申出の締切日は、15日間の期間をとり、8月30日までとします。

異議の申出がなされた場合は、異議申出について、審議をするための本審を開催していただくこととなります。

開催日程につきましては、後日事務局からご連絡させていただきます。

各委員の皆様のご出席をお願いいたします。

会 長 今の事務局の説明について、何かご質問はございますか。

意見なし

